

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十二号

### 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、二二六人」を「四、一七一一人」に改め、同条第六号中「三四九人」を「三四七人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二一三人」を「五、一七九人」に改め、同条第二号中「一四、八四八人」を「一四、八二〇人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第三条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、一一五人」を「五、一二三人」に、「三三〇人」を「三三一人」に、「一、四九四人」を「一、四九七人」に、「一、五四六人」を「一、五四八人」に、「一、五九四人」を「一、五九六人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。